

令和
5年度

季節労働者 通年雇用促進支援事業



北海道には、積雪寒冷という気象条件から冬期の産業活動に著しい制約を受けて季節的に循環雇用を繰り返す季節労働者が約3万8千人います。このうち士別地域には、建設業やその関連産業を中心に461人が季節労働者として働いています。

このように、依然として多くの方々が冬期間離職を余儀なくされており、季節労働者の通年雇用の促進は地域の重要な課題です。

このため、士別市、剣淵町、和寒町、幌加内町の自治体や経済・労働団体などが一体となって、季節労働者の通年雇用化に取り組んでいます。

季節労働者の通年雇用を考えている事業所を応援します

労働者定着講習会

開催予定 ▶ 令和5年6月～令和6年2月頃

近年求人内容と求職者のミスマッチが多く、採用後に定着しない事例が多いことから求人が見込まれる土別地域の事業所に対し、求職者から就労に対する意識や具体的な要望を聞くことで求人内容と求職者のマッチングを図り労働者の就労先での定着を目的とした講習会を開催します。



実態調査事業

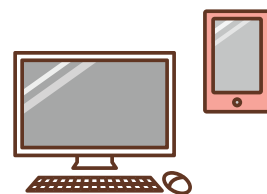
期間 ▶ 令和5年7月～令和6年3月頃

季節労働者の通年雇用化に向けた基礎資料となるアンケート調査を事業所および季節労働者に対して実施します。

協議会事業周知・広告事業

期間 ▶ 随時

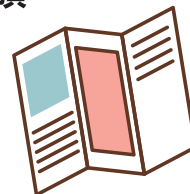
協議会事業、各種雇用制度、新分野進出等の助成制度の利用を促進するため、リーフレットやホームページ等で周知します。



求人事業所マッチング事業

発行予定 ▶ 令和5年12月頃

近年、労働者の確保が困難で人手不足の事業所が増えていることから、ハローワークの求人票に掲載していない企業情報と、離職者の就労意欲を啓発するパンフレットを作成し、季節労働者に提供します。



新分野進出・新事業展開事業

開催予定 ▶ 令和5年7月～令和6年2月頃

今後、多様な事業利用が期待できるドローンについて、事業導入への糸口として、また導入へ向けた具体的な知識や技術の習得を目指す講習を開催します。



事業所の皆様のご理解・ご協力をお願いします

季節労働者を雇用している事業所を始め、季節労働者を雇用していない事業所の皆さんにも季節労働者の通年での雇い入れ等、通年雇用に関してご理解とご協力をお願いします。

季節労働者の通年雇用化を応援します



求人情報提供事業

発行予定 ▶ 令和6年1月・3月頃

ハローワークと連携して最新のハローワーク求人情報紙には掲載されていないが、まだ有効となっている求人を含めた求人情報紙を作成し定期的に季節労働者に送付し情報提供します。

建設機械技能講習会

開催予定 ▶ 令和5年4月～令和6年3月頃

建設業界から求められる建設機械関係の労働安全衛生法に基づく技能講習会を開催します。

講習科目

- 車両系建設機械(整地等)運転技能講習
- 車両系建設機械(解体用)運転技能講習
- 不整地運搬車運転技能講習
- 玉掛け技能講習
- ガス溶接技能講習
- 高所作業車運転技能講習
- 小型移動式クレーン運転技能講習
- フォークリフト運転技能講習
- 床上操作式クレーン運転技能講習



建設機械作業技術レベルアップ講習会

開催予定 ▶ 令和5年10月～12月頃

関係団体担当者を対象に季節労働者への関心や意識啓発、技術継承の効率化等を目指した講演会を開催します。



職業定着支援講習会

開催予定 ▶ 令和6年1月～3月頃

補助的な業務に就く季節労働者を対象に、専門的な知識や技術を学ぶ講習会を開催します。



季節労働者向けの求人を募集しています

季節労働者の方は一年を通して働ける職場を求めています。当協議会では通年雇用求人を募集しています。

通年での雇用を検討していただける事業所の方はご連絡をお願いします。



（国や北海道・市町における助成制度をご活用ください）

ハローワーク



1 通年雇用助成金

事業内容

季節労働者が様々な就業形態により対象期間中（12月16日から翌年3月15日まで）継続して雇用し、それ以降においては少なくとも翌年度の12月15日まで継続して雇用することが見込まれる場合、助成金を支給する。

助成基準

厚生労働大臣が指定する11業種に属する雇用保険適用事業所であること。

支給内容

- 1回目…対象期間中の支払い賃金額の3分の2（限度額71万円）
- 2回目…対象期間中の支払い賃金額の2分の1（限度額54万円）
- 3回目…2回目と同じ

取扱機関 名寄公共職業安定所士別出張所 TEL 0165-23-3138
旭川公共職業安定所 TEL 0166-51-0176

2 トライアル雇用助成金

事業内容

試行的な雇用（トライアル雇用）を経ることが適当であると公共職業安定所が認める対象労働者（季節労働者等）を公共職業安定所の紹介によりトライアル雇用で雇い入れる場合、助成金を支給する。

助成基準

指定業種以外の事業を行うもの（雇い入れる対象労働者が季節労働者の場合）

※これ以外にも一定の要件がありますので、詳しくは取扱機関までお問い合わせ下さい。

支給内容

試用雇用労働者1人につき月額4万円（最長3ヶ月）。なお、雇用期間が1ヶ月に満たない月がある場合は労働日数に応じた額。

取扱機関 名寄公共職業安定所士別出張所 TEL 0165-23-3138
旭川公共職業安定所 TEL 0166-51-0176

3 通年雇用助成金 （新分野進出助成）

事業内容

季節労働者を継続雇用するために新分野の事業所を設置・整備した場合、助成金を支給する。

助成基準

厚生労働大臣が指定する11業種に属する雇用保険適用事業所であること。

支給内容

事業所の設置等に要した経費の1/10（継続3回まで）（限度額500万円）
※これ以外にも一定の要件がありますので、詳しくは取扱機関までお問い合わせ下さい。

取扱機関 名寄公共職業安定所士別出張所 TEL 0165-23-3138
旭川公共職業安定所 TEL 0166-51-0176

4 人材開発支援助成金 （建設労働者技能実習コース）

事業内容

雇用している建設労働者に所定労働時間内に受講させ、その期間の所定労働時間に労働した場合に支払われる通常賃金の額以上の賃金を支払った場合に助成する。

助成基準

中小建設事業主であること。
（一定の要件がありますので詳しくは北海道労働局のホームページなどでご確認ください）

支給内容

経費助成および賃金助成
（一定の要件がありますので詳しくは北海道労働局のホームページなどでご確認ください）

取扱機関 北海道労働局職業安定部職業対策課雇用助成金
さっぽろセンター TEL 011-738-1043

構成 団体

- 士別市
- 剣淵町
- 和寒町
- 幌加内町
- 北海道上川総合振興局
- 士別商工会議所
- 朝日商工会
- 剣淵商工会
- 和寒町商工会
- 幌加内町商工会

- 協同組合士別建設協会
- 朝日町建設協会
- 剣淵町建設業協会
- 和寒建設協会
- 幌加内建設業協会
- 剣淵建設企業組合
- 連合北海道士別地区連合会
- 連合北海道剣淵地区連合会
- 連合北海道和寒地区連合会
- 連合北海道幌加内地区連合会

ご連絡・お問合せ先

士別地域通年雇用促進協議会

〒095-8686 士別市東6条4丁目1番地士別市役所第2庁舎
TEL 0165-23-0500 FAX 0165-22-2478

E-mail tunenkoyo.2@song.ocn.ne.jp
HPアドレス <http://tunenkoyo.pr.arena.ne.jp/>

